

3 通いの場

障害児通所支援

1 障害児通所支援サービス



「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」があります。これらのサービスを利用するには、児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付申請を行い、支給決定・受給者証の発行を受けた上で、神戸市の指定を受けた事業所と利用契約を結びます。

対象(年齢) 0～6歳(主に未就学児)

担当窓口は、下記のサービスごとにご確認の上、P.32をご確認ください。

児童発達支援

集団療育および個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

対象(年齢) 0～18歳

担当窓口：居住地の区役所保健福祉部、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課

児童発達支援センターについて

児童発達支援サービスを提供する事業所のうち、通所支援の利用者以外にも、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言などを行うものを「児童発達支援センター」といいます。

児童発達支援センターの一覧は、P.34をご確認ください。

※神戸市が設置する児童発達支援センター(まるやま学園・ひまわり学園・のぼら学園・あけぼの学園)の利用のご相談は、療育センター(P.32)が窓口です。

放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休業中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

対象(年齢) 6～18歳(就学児)

担当窓口：居住地の区役所保健福祉部、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課

保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児が、保育所等での集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施します。訪問先は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等です。

対象(年齢) 0～概ね15歳 ※在籍する学校・園所等で利用要件があるため、ご利用についてはお住まいの区の区役所にご相談ください。

担当窓口：居住地の区役所保健福祉部、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課

障害児通所支援事業所ガイド

市ホームページには各地域の児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援をおこなっている事業所のサービス内容が分かるガイドブックを掲載しています。



2 障害児相談支援事業所



児童福祉法に基づく「障害児支援利用援助」および「継続障害児支援利用援助」を行う事業所です。障害児通所支援サービスの給付申請時に必要な「障害児支援利用計画案」、給付決定後に必要な「障害児支援利用計画」を作成するとともに、関係者との連絡調整を行います。

対象(年齢) 0～18歳

連絡先は、二次元バーコードのリンク(障害福祉サービス等事業者・障害者福祉施設等一覧)からご確認ください。

障害児相談支援

[障害児利用援助]

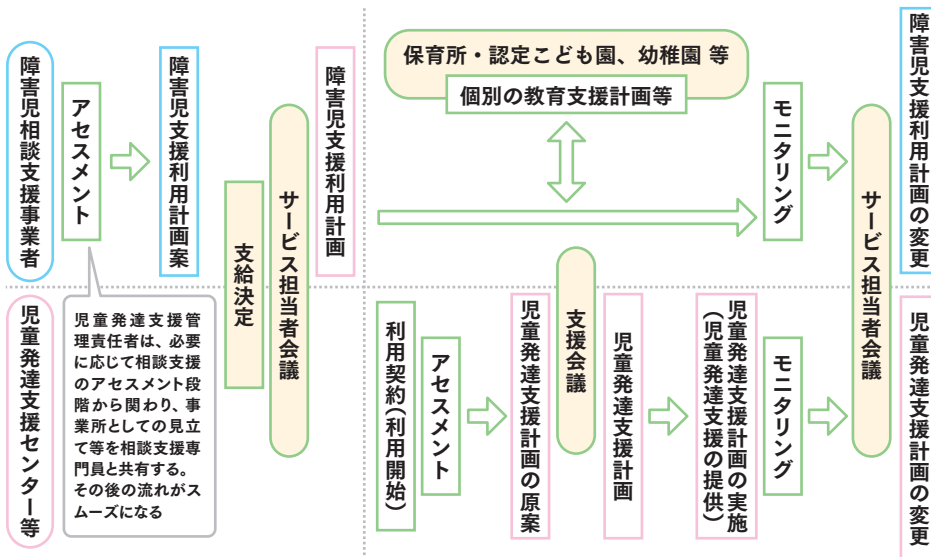
- 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 通所給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに障害児支援利用計画を作成

[継続障害児支援利用援助]

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業者等との連絡調整
- 新たなサービスが必要な場合の申請の勧奨

支援提供の流れ：障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係

※標準的な支援の流れを示したものであり、個別の状況に応じて異なる場合もあります。



障害児通所支援事業所等の情報については、以下からご覧いただけます。

独立行政法人福祉医療機構 WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索

<https://www.wam.go.jp/sfkooyoout/COP000100E0000.do>



3 通いの場

保育所(園)・認定こども園・私立幼稚園

3 すこやか保育(障害児保育)

保育所(園)や認定こども園等において「すこやか保育(障害児保育)」を実施します。発達の気になる子どもや心身に障害等がある子どもに、状況に応じてサポートを行いながら集団による教育・保育を提供し、成長・発達を支援します。

対象者

発達の気になる子どもや心身に障害等のある子どもで、サポートを行うことにより、集団による教育・保育が可能な子ども

(子どものための教育・保育給付にかかる支給認定を受けた子どもに限ります。ただし、幼稚園・学校法人立の認定こども園に通園(予定を含む)する1号認定の子どもは除きます。)

申請方法

お住まいの区の区役所保健福祉課へお問い合わせ・ご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

4 医療的ケアが必要な子どもの保育所等利用支援



< 保育を必要とする子ども(2・3号)への支援 >

一部の教育・保育施設等において、医師の指示・指導の下、看護師等が日常生活に必要な医療的ケアを実施します。子どもが保育を必要とする状況で、医療的ケアが必要な場合、通常の保育所等への入所手続きに加え、「医療的ケアに関する主治医の意見書」等と利用手続きが必要です。

※子どもの健康状態や施設側の受け入れ体制等から安全に受け入れることができないと判断される場合、希望の施設への入所ができないことや、入所日が延期されることがありますので、あらかじめご了承ください。

対象者

神戸市にお住まいの方で、医師により医療的ケアが必要な、集団生活が可能と判断された子ども

教育・保育施設等で行う医療ケア

- ・経管栄養(鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう)
- ・吸引(口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理)
- ・酸素療法(鼻カニュラ、酸素マスク) ・導尿 ・その他、施設で対応可能な医療ケア

受け入れ可能施設

二次元コードのリンク先でご確認ください。

申請方法

保育申込に必要な書類に加えて、「医療的ケアに関する主治医の意見書」および「医療的ケア依頼書」を、受け入れ可能施設の所在する区役所の保健福祉課こども福祉担当に提出してください。その後面談を受けていただきます。

<私立幼稚園及び認定こども園(1号)を利用する子どもへの支援>

私立幼稚園及び認定こども園(1号)において、医療的ケアを必要とする集団生活が可能なお子をお子を対象に、ケアの内容に応じて、最大週10時間まで訪問看護ステーションからの看護師を派遣します。



対象者

神戸市にお住まいの方で、医師により医療的ケアが必要な、集団生活が可能と判断された子ども

教育・保育施設等で行う医療ケア

- ・経管栄養(鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう)
- ・吸引(口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理)
- ・酸素療法(鼻カニューラ、酸素マスク) ・導尿 ・その他、施設で対応可能な医療ケア

受け入れ可能施設

保護者の方は、園の見学や説明会に参加する等して、希望する園を検討し、利用申し込みの相談をしてください。

申請方法

受け入れが可能となった場合、私立幼稚園及び認定こども園(1号)の申込に必要な通常の手続きに加え、障害の種類や程度、医療的ケアの内容を、関係機関と共有していくための手続きが必要です。内容を確認しながら手続きを進めるため、園への申込の際に「医療的ケアに関する主治医の意見書」等の書類が必要です。

※神戸市立幼稚園での支援については、P.19⑨ 医療的ケア児への支援(市立小中学校・幼稚園・高等学校)をご確認ください。

次の各利用手続き等については、市ホームページをご覧ください。



◀ 保育所(園)・
認定こども園・幼稚園



◀ 学童保育(放課後児童クラブ)

3 通いの場

市立学校園・通級指導

5 特別支援学校



市内には障害のある児童生徒のための特別支援学校があります。
学校と連絡先の一覧は、P.35をご確認ください。

6 特別支援学級

● 知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級

市立小・中学校に、児童生徒の障害等の状況に応じて、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の学級を設置しています。

● 難聴学級

聴覚に障害のある児童生徒のために、小・中学校各1校に難聴学級を設置しています。設置校は、神戸祇園小学校、湊翔楠中学校です。
学校と連絡先の一覧は、P.36をご確認ください。

● 病弱・身体虚弱学級(院内学級)

入院治療中で主治医の許可のある児童生徒のために、院内学級を設置しています。設置校は、神戸祇園小学校なのはな学級、湊翔楠中学校ひまわり学級(神戸大学医学部附属病院内)です。
学級と連絡先の一覧は、P.36をご確認ください。

7 通級指導教室

小・中学校の通常の学級と、幼稚園等に在籍・在園する障害のある子どもたちに対して、通級による指導を行います。

施設と連絡先の一覧は、P.36の一覧をご確認ください。

● そだちとこころの教室(情緒障害・発達障害)

色々な要因で、集団生活にとけこめない子どもの情緒の安定を図り、集団生活に進んで参加しようとする意欲と力を育みます。

● きこえとことばの教室(言語障害・難聴・発達障害)

ことば、きこえ、友達とのかかわり方などに心配のある子どもや保護者の相談を受けて支援方法を考えます。

8 特別支援教育就学援助



学用品費、修学旅行費、給食費などの一部を援助します。

※市立小学校は義務教育学校前期課程を、市立中学校は義務教育学校後期課程を含みます。

対象者 以下のすべてにあてはまる方

- (1)神戸市内に住所がある
- (2)小・中学校の特別支援学級に在籍している、または通常の学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する
- (3)昨年の世帯の総所得金額が所得基準以下である
 - ※所得基準額を上回った場合でも、「通学費」、「職場実習交通費」、「交流学習交通費」については、援助を受けられません。(ただし、実費の1/2)
 - ※「神戸市就学援助」や「生活保護」を受けている場合は、「(自家用車を利用した)通学費」、「職場実習交通費」、「交流学習交通費」のみが支給対象です。
 - ※総所得金額の基準額など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。

● 通常の学級に在籍している児童生徒の保護者が申請される場合

お子さんが以下のいずれかに該当していることが必要です。

- (1)身体障害者手帳、療育手帳のいずれかを所持し、かつ下表の「具体的な児童生徒の状態」程度の障害がある
- (2)医師の診断結果が、下表の「具体的な児童生徒の状態」程度の障害である

具体的な児童生徒の状態

視覚障害	両目の矯正視力が0.3未満、または視野が極端に狭いなどの理由により、拡大鏡などの器具などを利用して、教科書などの文字や図形を認識することができないか非常に難しい。
聴覚障害	両耳の聴力が60デシベル（通常の会話程度）より大きな音でなければ聞こえない程度で、補聴器や人工内耳などを用いても、通常の会話の聞き取りができないか非常に難しい。
知的障害	知的な発達に遅れがあり、一般的な会話の内容を理解することや自分の意思を伝えることが困難であり、日常生活において頻繁に援助が必要である。または、知的発達の遅れは上記ほどではないが、日常生活や対人関係など、社会生活を送るために必要能力が著しく乏しい。
肢体不自由	補装具などを使用しても、歩行や食事、衣服の着脱など日常生活動作がまったくできないか、非常に難しい。また、肢体不自由の程度は上記ほどではないが、医師の判断などによって、起床から就寝に至るまで日常の動作に医学的な観察や指導・訓練が必要である。
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする。または、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする。

※学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、広汎性発達障害、自閉症スペクトラム障害の診断のみでは対象となりません。療育手帳の所持、または知的障害があることの診断が必要です。

※療育手帳がない場合、「診断書」または「心理検査結果報告書」などにより全領域の発達指数(DQ)(または知能指数(IQ))の確認を必要があります。申請時には、必ず「診断書」または「心理検査結果報告書」などのコピーを申請書などとあわせて提出してください。

担当窓口：教育委員会事務局特別支援教育課 ※連絡先は、P.36をご確認ください。

9 医療的ケア児への支援(市立小中学校・幼稚園・高等学校)

神戸市立の小中学校・幼稚園・高等学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒を対象に、看護師による医療的ケア支援を行います。ケアの内容に応じて、最大週15時間まで訪問看護ステーションと特別支援学校から看護師を派遣します。※特別支援学校には看護師を配置

医療ケアの内容 導尿、吸引、経管栄養、人工呼吸器の管理等

担当窓口：教育委員会事務局特別支援教育課 ※連絡先は、P.36をご確認ください。